



そもそも「リテラシー」とは

「リテラシー」は、英語の literacy からきた外来語で、「読み書き能力」という意味の言葉です。でも、近年では、単独ではあまり見かけません。

メディアリテラシーは4つの力

「リテラシー」は、もともと「読み書き能力」という意味の言葉。すると、「メディアリテラシー」は「情報を読んだり書いたりする能力」ということになりました。「はじめに」に記したとおり、メディアの情報をそのまま受け取るだけでなく、受け取った情報について自分自身で考えて、確認する力という意味になるのです。もう少しわしくいうと、その能力は、下の4つということができます。

近年、若いうちからパソコンやスマホ（スマートフォン）をつかってコミュニケーションをとる人が多くなってきました。電子メール（e-mail-p58、92）をやりとりしたり、イ

ンターネットをつかって、ホームページ（-p54、93）から情報を得たり、ホームページをつかって情報を発信したりして、多くの人とコミュニケーションすることができる能力をそなえた人がどんどん増えてきています。

ということで、下の4つは、多くの人でできているように思えますか？ じつは、そうでもないのです。パソコンやスマホ（スマートフォン）をつかうことはできていても、メディア（新聞や雑誌、テレビやラジオ、インターネットなどの報道機関）をつかって、まして、メディアをつかいこなせているわけではないのです。

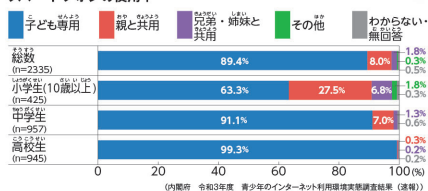
メディアが発信する情報を批判的に読みとき、理解する能力

メディアを自分のものとしてつかいこなす能力

メディアをつかってコミュニケーションする能力

メディアをつかって情報を正しく発信する能力

スマートフォンの使用率



ところで「メディア」とは？

「メディア」も英語からきた外来語です。英語の media は、「情報を伝える際の媒介をする手段」「情報の媒介者」をあらわす言葉で、「媒介」は「二つのもの間にあって両者の関係の仲立ちをすること」です。

現代は、さまざまなメディアから大量の情報をかんたんに得られますが、情報には質が高いものもあれば低いものもあります。それどころか、危険な情報、有害な情報もまぎれこんでいます。そのため、不適切な情報にだ

まされないようにすることは、それほどかんたんではありません。受信者にメディアリテラシー（情報を読んだり書いたりする能力）がないと、情報をうのみにしてしまっ、たいへんなことになることが多くあります。そうならないよう、メディアの情報をそのまま受け取るだけでなく、受け取った情報について自分自身で考えて、確認する力を身につけるよう、日ごろから訓練しておかなければならないのです。

メディアの役割は、なにかが起きたとき、みんなのかわりに取材に行って、なにかが起きたかをみんなに伝えること。みんなが議論する材料を集めるという、だいじな仕事をしているんだよ。そこでみんなに求められているのは、メディアの情報をそのまま受け取るのではなく、受け取った情報をいちどはうたがってみること。ほんとかなあと批判的に考えることで、見えてくることいろいろあるんだ。そうして自分自身の考えを深めていってほしいな。



「はじめに」の最後に、「この本を図書館や教室に置いてもらい、みなさんがいつでも手にとってメディアリテラシーの重要性を確認できることを願っています」と記したのは、こういう状況からなんだよ。



「批判する」と「批判的に考える」

「批判する」は、人物、行為、判断などについて、その価値や能力などを評価すること。ふつう否定的な内容のものを主張するときにつかう。それに対し「批判的に考える」は、「考える」ことで、情報をそのまま受け入れずにより深く考えることをいう。すなわち、メディアリテラシーは、情報を批判的に考えること。

なお、批判と似た言葉に「批評」がある。それらのちがいは右のとおり。

「ひはん」批判(図解)「ものごとをよい悪いを取り上げて言うこと。人のやり方を批判する。悪批評。特に、よくない点について意見を言うときに使う。」
「ひひよう」批評(図解)「ものごとをよしあしについて意見を言うこと。批判のてきばえを指す。」

三省堂別冊小学国語辞典より

メディアリテラシーの基礎知識
「読み書き能力(リテラシー)」は表裏一体
「インターネットリテラシー」の基礎知識
SNSやアプリなどでのトラブル予防と対応



インターネットをつかう上で 注意すべきこと

インターネットの普及とともに、だれでもあらゆる情報に接する機会が以前にも増してかかだんに多くなっています。それにともなって、**気をつけなくてはいけないこともふえてきました。**

あらゆることにつかわれるインターネット

インターネットが普及したことで、現代人は、さまざまなサービスをネットを通じて利用できるようになりました。

なにかわからないことがあると、インターネットの検索サイトにわからない言葉を入力すれば、瞬時にいくつもの答えが見つかります。そうすることは「ググる」などといわれ、いまでは多くの人が頻繁におこなっています。学校でも調べ学習をする際、わからないことがあると「ググって」いる人がたくさんいます。

また、パソコンやスマホの画面上に文字を打ちこんで、文字で会話をしたり（チャット→p64）、おたがいに画面のなかの相手の顔を見ながら話しあいをしたり（テレビ会議）するなど、子どもからお年寄りまでインターネットを便利に活用しています。また、多くの人が、インターネット上で買い物をしたり、いろいろなサービスを受けるための申し

「ググる」他動五段アメリカの企業「グーグル」の検索サイトを使って調べる。



三省堂の高級生向け国語辞典に収録された「ググる」。(三省堂現代国語辞典)

こみをしたりしています。どこにも出かげずに、インターネットをつかって、ほしいものやサービスを手に入れることができるのです。さらにインターネットを通してテレビ番組や映画を見たり、ゲームをしたりすることもできます。もちろん電話をかけることもできます。しかも、国際電話が市内にかけるとおなじ料金でかけられるのです。それどころか無料で通話ができるサービスまであります。ほかに、インターネットをつかって、銀行にお金をふりこんだり、株の売り買いをおこなうこともできるようになりました。



インターネットの落とし穴

とても便利なインターネットは、いいことばかりではありません。たとえば、この買物は、商品を手でさわって確かめたり、お店の人に聞いたりして買うわけではありません。いいものを買ったつもりでも、思っていたものとはちがっていたものがとどくことがよくあります。

電子メール（→p58）やチャット（→p92）は、文字を通しておこなうため、書いている人が

だれなのか、性別、年齢もまったくわかりません。また、インターネットでのサービスを受ける場合、利用している人が本人かどうかは、入力されるパスワード（暗証番号）で見分けるしかありません。もしパスワードをだれかに知られて悪用された場合、大きな被害にあうこともあります。このようにインターネットは、便利な一方で、じつはたくさん落とし穴がまちうけているものなのです。

インターネット上の5つの注意事項

インターネットを利用するときに注意すべきことを5つ記します。これらは、インター

ネットを便利につかう上で、肝に銘じておかなければならない基本的なことです。

- 1 利用者が本人であると確認する方法がパスワードしかない。そのため、逆にいうとパスワードさえわかれば、他人のふりをしてなんでもすることができるといふこと。
- 2 インターネットでは、コミュニケーションをする相手の顔が見えないということ。画面の上の文字を中心としてのコミュニケーションでは、勇気をいっつかうことなどが、ふたんにできてしまう。
- 3 画面のむこうには不特定多数の人が（見知らぬ人たちがたくさん）いるということ。自分や友だちなどの住所や電話番号といった個人情報をうっかり書いてしまうと、悪用される可能性がある。
- 4 相手の立場を考えること。相手の顔がおたがいに見えないインターネットでは、ちょっとした言葉づかいでも、相手を傷つけたり不快な気持ちにさせることがある。
- 5 インターネットは万能だと思わないこと。インターネットをつかえば必要な情報がなんでも得られるとか、なんでも解決できると考えてはいけない。インターネットは、あくまでもひとつの道具である。

その悪口、 いってもいいの？

誹謗中傷とは、根拠のない悪口を広め相手を傷つける行為のことです。本名をつかわないことが多いネットでは、匿名だから平気で悪口をいえてしまうといわれています。しかし、書きこみによる中傷でも、書きこんだ人物の特定ができます。誹謗中傷をおこなった場合、裁判によって罰を受ける可能性もあります。

実例 ①

ネットで家族の外見を誹謗中傷

あるプロ野球の選手が、2015年から3年ものあいだ、匿名掲示板で、家族の外見に関する誹謗中傷コメントを受けていた。子どもにまで被害が広がった時期もあり、その選手は行為におよんだ一人である20代女性を特定し、訴えた。



どうなった？

書きこみをした20代女性は、誹謗中傷に対しての損害賠償金と、訴訟を起こすためにかけた費用を合わせて、約200万円の支払いを命じられた。

実例 ②

この言葉はつらすぎる

2019年4月、東京・池袋で、高齢者男性の運転ミスによって車が暴走し、横断歩道をわたっていた母親と娘が犠牲となる事故が起きた。加害者やその家族、被害者遺族へのSNSにおける誹謗中傷が過熱。とくに事故で妻子を亡くした男性が高齢ドライバーの事故防止を訴えつづけると、「遺族の活動は金目当て」「悲劇のヒーロー気取り」などと心ない書きこみがネット上に広がった。

どうなった？

被害者遺族の男性は、被害者の実名をあげた誹謗中傷の内容を投稿した男性に対し、警視庁に被害届を提出。警視庁は投稿者の家宅捜索をおこない、遺族を侮辱したとして警署送検。のち、在宅起訴となった。投稿者は、「炎上目当てだった、やりすぎた」と語っている。

実例 ③

オリンピック選手に攻撃

2021年7月から9月にかけて東京で開催されたオリンピック・パラリンピックでは、選手に向けての悪意に満ちた書きこみが多く見られた。たとえば、体操競技で2位（中国の選手）と僅差で金メダルを獲得した日本の選手には、SNSに、採点に不正があったなどの中国語の誹謗中傷が相次いだ。

どうなった？

国際体操連盟（FIG）が、採点は「公正かつ正確」だと声明を公表。日本の選手は、誹謗中傷の減少を願う文章をInstagramとツイッターに投稿。中国の選手も「攻撃はやめて」と母国のファンに呼びかけた。

誹謗中傷の加害者にならないようにするには

本名でなくとも自分の書いたものには責任がともないます。ネットの画面の向こうには「生身の人間」がいるということ意識して投稿しなくてはなりません。

投稿する人たちは「非難されて当然のこと」「悪いことをしたのだからいわれても当たり前」だと思ひこみ、誹謗中傷の書きこみを重ねていきます。そうした「自己本位の正義感」のような感情に加えて、匿名の投稿だから自分は安全だという思いが、誹謗中傷問題の加害者を育てると考えられています。

誹謗中傷は相手を攻撃するだけの行為で、正義ではありません。

誹謗中傷の被害者になったら

まずは、誹謗中傷が広がるのを防ぐために、書きこみの削除を依頼することが重要ですが、かならず削除されるとはかぎりません。そうしたときには、裁判所を通して対応してもらうことになります。

加害者を特定したい場合や、損害賠償金の支払いを求める場合にも、法的な力をかりる必要があります。証拠としてつかえるように、悪口が書かれたSNS（+90）などの画面の印刷・保存は不可欠です。

誹謗中傷の被害者になってしまった場合、個人で解決するのは困難です。まわりの大人や、専門家に助けを求めましょう。

インターネット上ではだれもが たくさんの人に発信したり表現したりできるようになった。自由に表現することはいいことなのだけれど、匿名だからバシなだろうと、ひどい言葉で相手の悪口をいって、相手を傷つけてしまう危険性があるんだ。送信前に文面を読み直す！ ぜひ、心がけてほしい。



*「身柄拘束が必要ない」と判断され、自宅にいなが検察官が裁判所に訴訟を提起すること。起訴された被告人は日常生活を送りながら刑事裁判を受けることとなる。

そのアプリ、 ダウンロードしても大丈夫？

アプリやソフトは個人でも開発・公開が可能。悪意をもってプログラムを開発している人もいます。「ウイルスが入っていた」「個人情報をめすまれた」「あとから使用料金を請求された」といった被害につながることもあります。

事例 ①

アプリをダウンロードしたら、個人情報めきとられた

2012年3月、人気ゲームに似せてつくられた偽物のアプリ(→p90)をダウンロード(→p92)した女子大生が、スマートフォンから電話番号などの個人情報をめきとられた。アプリには、個人情報を流出させるウイルス(→p90)がしこまれていた。情報めもれた数は1000万件を超えている。

どうなった？

アプリの作成をおこなった会社の会長や従業員ら5名が逮捕された。しかし、ダウンロード時に「連絡先データの読み取りを行う」という表示があり、情報の読み取りは同意を得ていたとして全員が釈放。

事例 ②

偽物の「ZOOM」で金銭をだましとる

新型コロナウイルス感染症流行の影響で、オンライン授業(→p91)などにつかわれるようになったビデオ通話アプリ「ZOOM」。この広まりを利用し、ZOOMの偽物がつくられた。偽アプリをダウンロードすると、起動後にセキュリティに関する警告が表示される。その後、問題解決のためと指定の電話番号に問い合わせるようアプリ使用者を誘導し、サポート代として料金を請求。多くの人が被害にあった。

どうなった？

セキュリティに關係した相談に対応する情報処理推進機構の「情報セキュリティ安心相談窓口」は、ツイッターで、「あやしいZOOMに注意」と偽物のアプリに気をつけるようよびかけた。再起動など、うその警告が出た場合の対処方法も投稿した。

危険なアプリかどうかを判断するには

おもしろそうなアプリを見つけたとき、なにも調べることなくダウンロードしてしまいがちですが、じつは有害アプリかもしれません。細かい調査が判断材料となります。アプリや開発元の名前を検索し、悪い評判はないか、おかしな点がないか、ダウンロード前に自を通しておくことが大切です。またダウンロード時に表示されるアプリの利用説明に、利用者の個人情報を読み取ることを示した内容が書かれていないかの確認も必要です。必要以上に個人的な情報を読み取ろうとしていた場合、危険性があります。

危険なアプリをダウンロードしてしまったら

はじめに、被害の有無を調べること。ダウンロードで生じた被害がない場合はアプリの削除をおこなえば問題ありませんが、あった場合は削除のほかにも対処が求められます。勝手な商品の購入など、ダウンロードで起こり得る被害は、さまざまな部分に影響をあたえるものだからです。なにに害がおよんだかによって、対処方法はことなるため、被害の内容も把握しなくてはなりません。データの削除が必要なるケースも。被害の内容をつまむことで、適した対応を考えることができます。



不正アプリへの対応策

不正アプリとは、便利なアプリをよそおって利用者にダウンロードさせ、電話帳の内容や位置情報などの個人情報をめきとったり、カメラを勝手に起動させてぬすみどりをしたりするもの。NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルの携帯各社は、不正アプリをインストールしてしまった場合の対応など、被害を防ぐための対策をわかりやすい動画などで紹介している。各社のホームページを開いて調べておくとも参考になるかもしれない。

銀行やクレジット会社をよそおってメールを送り、認証番号や口座番号を聞き出すという被害が2000年代以降、相次いだ。「フィッシング詐欺」という魚(魚)を釣るように利用者をだますということからきているという説もあるけれど、英語では phishing とつづる。被害にあわないためには、おかしなアプリはダウンロードしないということにつけるのだけ、それでも心配な場合は、左記の方法で予防策をとっておこう。

